

令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

令和7年7月14日

宇佐市長 後 藤 竜 也

1 業務概要

（1）業務名

令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託

（2）プロポーザル方式の名称

公募型プロポーザル方式

（3）業務内容

別添「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託要求事項書」のとおり

（4）履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日（月）まで

（5）提案上限額

金3,460,000円（消費税及び地方消費税額を除く）

2 資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- （1） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2） 契約締結までの間に、本市又は他の地方公共団体等より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- （3） 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本市との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- （4） 本業務を的確に遂行する能力と体制を有し、かつ業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （5） 過去10年間（令和7年3月31日時点）に同種業務または類似業務を受託し、官公庁に納品した実績（下請負人として受託した実績は除く。）を有する者であること。
- （6） 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- （7） 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- （8） プロポーザルに参加する業者は単体企業であること。

3 その他

「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

4 関係資料の公開

本プロポーザルに係る下記の関係資料を宇佐市ホームページにて公開、配布する。

宇佐市ホームページ：<https://www.city.usa.oita.jp/>

- ・令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託 公募型プロポーザル実施要領
- ・令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託 要求事項書
- ・令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託 企画提案書等作成要領
- ・令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託 受託候補者選定基準
- ・令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史（仮称）」編集・出版業務委託 提出書類様式集

5 問い合わせ先

宇佐市教育委員会 社会教育課文化財係

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL：0978-27-8199

FAX：0978-27-8232

E-mail bunkazai07@city.usa.lg.jp